

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	社会福祉法人の定款の変更の認可		
根 拠 法 令 名	社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）	（条項）社会福祉法第 4 5 条 の 3 6 第 2 項	
基 準 法 令 名		（条項）	
所 管 部 署	健康福祉部 福祉指導監査課 法人・こどもグループ		
標 準 処 理 期 間	3 0 日	法 定 処 理 期 間	— 日
【審査基準】 ・ 文書の名称 【 社会福祉法人の認可について （平成 1 2 年障第 8 9 0 号・社援第 2 6 1 8 号・老発第 7 9 4 号・児発第 9 0 8 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知） 】 【 社会福祉法人の認可について （平成 1 2 年障企第 5 9 号・社援企第 3 5 号・老計第 5 2 号・児企第 3 3 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知） 】 ・ 掲載図書等 【 】 ・ 内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 [社会福祉法人の定款の変更の認可に係る審査基準] 社会福祉法人の定款の変更の認可に係る審査基準は、「社会福祉法人の認可について」（平成 1 2 年障第 8 9 0 号・社援第 2 6 1 8 号・老発第 7 9 4 号・児発第 9 0 8 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）及び「社会福祉法人の認可について」（平成 1 2 年障企第 5 9 号・社援企第 3 5 号・老計第 5 2 号・児企第 3 3 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）のとおりとする。 [社会福祉法第 4 5 条の 3 6 第 2 項] 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。